

鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱

平成18年1月11日

告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、鶴ヶ島市（以下「市」という。）が管理する施設、物品等（以下「施設等」という。）に有料で広告を掲載又は掲示（以下「掲載等」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の推進)

第2条 施設等のうち、広告の掲載等をする媒体として活用できるものについては、その推進に努めるものとする。

(掲載の基準)

第3条 施設等へ掲載等のできる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものであり、かつ、第三者の権利を侵害しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等に掲載等をする広告として適切でないと市長の認めるもの

(広告の場所等)

第4条 広告の場所、規格、枠数等は、施設等ごとに市長が別に定める。

(広告の掲載等に係る料金)

第5条 広告の掲載等に係る料金は、施設等ごとに市長が別に定める。

- 2 掲載者は、前項の料金を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(掲載等の申込み)

第6条 広告の掲載等をしようとする者は、様式第1号の鶴ヶ島市有料広告掲載等申込書に掲載等をしようとする広告の原稿、図面等を添えて、市長に申し込まなければならない。

(掲載等の決定)

第7条 市長は、広告の掲載等の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載等の可否を決定し、様式第2号の鶴ヶ島市有料広告掲載等決定通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

2 前項の規定により掲載等を可とされた者(以下「掲載者」という。)は、速やかに掲載等をしようとする広告の版下原稿又は広告物を提出しなければならない。

(有料広告審査委員会の設置)

第8条 市長は、鶴ヶ島市有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、特に必要があると認めるときは、当該委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定するものとする。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総合政策部秘書広報課長
- (2) 総合政策部財政課長
- (3) 総合政策部資産管理課長
- (4) 鶴ヶ島市女性センター館長
- (5) 市民生活部地域活動推進課長
- (6) 市民生活部産業振興課長
- (7) 鶴ヶ島市保健センター所長
- (8) 都市整備部道路建設課長
- (9) 鶴ヶ島海洋センター所長
- (10) 教育部生涯学習スポーツ課長
- (11) 鶴ヶ島市学校給食センター所長

3 委員会に委員長を置き、財政課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総合政策部財政課において処理する。

(掲載等ができる者の決定方法)

第9条 募集期間を設け募集を行った場合において、募集枠以上の申込みがあったときは、抽選により掲載等ができる者を決定するものとする。

2 募集期間以外の期間において、掲載等をする枠に空きがあるときは、先着順により掲載等ができる者を決定するものとする。

3 掲載者が引き続き広告の掲載を希望したときは、これを優先することができる。

(掲載者の責任等)

第10条 広告の内容に関する紛争については、掲載者がその責任において解決しなければならない。

2 掲載者は、広告の掲載期間が終了したときは、速やかに施設等（印刷物を除く。）の原状回復を行わなければならない。

3 版下原稿及び広告の作成に要する経費並びに施設等（印刷物を除く。）への広告の取付及び撤去に要する経費は、掲載者の負担とする。

4 掲載者は、広告（印刷物への広告を除く。次項において同じ。）を適正に管理し、市及び第三者への損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

5 広告が破損した場合におけるその修復に要する経費は、市の責めによる場合を除き、掲載者の負担とする。

(掲載等の取消し)

第11条 市長は、広告の掲載等が市の行政運営上支障があると判断したとき、広告の内容が第3条各号に掲げる事由に該当することが判明したとき、掲載者が市長の指定する期日までに版下原稿を市長に提出しなかったとき、又は掲載者が広告の掲載等に係る料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告の掲載等に係る料金の還付)

第12条 市長は、掲載者がその責めによらない理由により、広告を掲載等できなかったときは、広告の掲載等に係る料金の全部又は一部を還付することができる。

(免責)

第13条 第11条の規定による掲載等の取消し、又は事故、天災事変等の不可抗力その他市の責めによらない原因により掲載者が受けた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第77号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第130号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第95号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第90号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第67号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第89号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。